

大阪府済生会新泉南病院 院内感染対策指針

(1) 院内感染対策に関する基本的考え方

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の防止に留意し、その発生を未然に防止すること、ひとたび感染発生の際には拡大を阻止するため、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供機関の責務であり、医療の安全対策および患者サービスの質を保つ上にも重要なものと考えられる。大阪府済生会新泉南病院(以下「当院」とする)は、本指針に基づき、院内感染対策を行う。

院内感染とは、病院環境下で感染した全ての感染症であり、病院外で発症しても病院内で伝播した感染症は院内感染である。逆に、病院内で発症しても、病院外(市井)で伝播した感染症は、院内感染ではなく、市井感染と呼ばれる。

院内感染の対象者には、入院・外来の別を問わない全ての受診者、介護者、来訪者、医師、看護師、その他医療従事者・職員等が含まれる。

本指針は感染対策委員会の議を経て策定したものであり、最新の科学的根拠に基づく変更を適宜加える。

(2) 院内感染対策のための組織

当院感染管理態勢を確保するため、感染対策室を設置する。併設の介護老人保健施設ライフポート泉南・泉南特別養護老人ホームなでしこりんくう・泉南訪問看護ステーションと一体的に感染対策を行う必要があるため、感染対策室は泉南医療福祉センターの部門として設置する。

院内感染に関する方針の決定機関として、感染対策委員会を設置する。感染対策委員会の設置要綱、委員会規定は別途定める。

感染対策委員会の下部組織として、院内感染対策に関する日常業務を担当する感染対策チーム **infection control team (ICT)**を設置する。構成員、職掌事項は感染対策委員会規定で定める。

(3) 院内感染対策に関する職員研修に関する基本方針

感染対策の基本的考え方、標準予防策に則った手指衛生の徹底・個人防護用具使用、感染経路別予防策・職業感染対策など院内感染対策マニュアルに定める具体的方策を全職員に周知・徹底する。

職員研修は、採用時の初期研修 1 回のほか、ICT の定める年間計画に基づいて全職員を対象に開催する。必要に応じ、個別・部署別に開催する。

院外の感染対策を目的とした各種学会、研究会・講習会の開催情報を告知し、参加希望者の

参加を支援する。

院内研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録・保存する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

日常的に当院における感染症の発生状況を把握するために、サーベイランスを行う。その結果を感染対策に活用する。

当院内の微生物の分離状況並びに感染症の発生動向から、院内感染のアウトブレイクをいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。発生時は ICT が中心となり発生原因の究明、改善策の立案・実施を行い、その内容を感染対策委員会に報告する。

報告が義務付けられている病原体が特定された場合には、検査室から直ちに担当医、ICT に報告する。担当医は ICT の支援の下、速やかに保健所に報告する。

(5) 当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内 web を通じて全職員が閲覧できる。また病院ホームページにおいて患者・患者家族など一般に公開する。

(6) その他院内感染対策推進に必要な基本方針

職員は自らが感染源とならぬよう、定期健康診断を毎年受診し、日々の健康管理に留意する。職員は感染対策について感染対策委員会が別に定めた院内感染対策マニュアルにて詳細を確認し、その内容を遵守する。

院内感染対策マニュアルは、最新のエビデンスに基づいた情報を参考に、当院の実情に合わせ見直しや改訂を行う。

平成 19 年 8 月 1 日制定

平成 26 年 6 月 1 日改定

平成 27 年 9 月 8 日改定